

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和3年8月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100049号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100024号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成26年4月1日)及び取得年月日(平成26年10月1日)の記録を取り消し、平成26年4月から同年8月までの標準報酬月額を26万円、同年9月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成26年4月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成26年4月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成26年7月31日の賞与記録について、支払年月日を同日から同月15日に訂正することが必要である。

同日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、63万円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成26年7月15日の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年4月1日から同年10月1日まで  
② 平成26年7月15日

請求期間①について、私は、育児休業終了予定年月日より前の平成26年4月1日にA社に復職しており、私が所持する給与支給明細書によると、請求期間①に同社から給与が支払われ、当該給与から保険料が控除されているが、国の記録では、請求期間①は保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間(厚生年金保

険法第 75 条本文該当)とされているので、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私が所持する賞与支給明細書によると、請求期間②にA社から賞与が支払われ、当該賞与から保険料が控除されているが、国の記録では、請求期間②は保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(厚生年金保険法第 75 条本文該当)とされているので、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求期間①を含む平成 25 年 12 月 15 日から平成 26 年 10 月 18 日までの期間は、当初、育児休業期間とされており、保険料の徴収が行われない期間であったが、A社は、請求者の育児休業終了年月日を同年 3 月 31 日とする健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届(以下「育児休業終了届」という。)を、請求期間①に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 5 月 10 日に年金事務所に提出したことから、請求期間①は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給与支給明細書及び預金通帳並びにA社から提出された請求者の 2014 年分賃金・賞与台帳(以下「平成 26 年賃金台帳」という。)並びに同社の回答によると、請求者が平成 26 年 4 月 1 日に育児休業を終えて復職し、請求期間①において同社に勤務していたこと及び請求期間①に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書、上記平成 26 年賃金台帳及びA社から提出された 2013 年分賃金・賞与台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成 26 年 4 月から同年 8 月までは 26 万円、同年 9 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の育児休業終了届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、A社は、賞与支払年月日を平成26年7月31日とする請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を、請求期間②に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年5月10日に年金事務所に提出したことから、請求期間②は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかしながら、請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳並びに上記平成26年賃金台帳により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び上記平成26年賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、63万円とすることが妥当である。

また、前述のとおり、上記賞与支払届には、賞与支払年月日が平成26年7月31日と記載されているところ、上記賞与支給明細書により確認できる社会保険料等控除後の差引支給額と上記預金通帳により確認できる振込額が一致していることが確認できることから、賞与支払年月日については、当該賞与支給明細書及び預金通帳により確認できる入金日に基づき、同月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②に係る請求者の賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100048号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2100001号

## 第1 結論

昭和60年7月から平成6年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月から平成6年12月まで

私は、昭和63年3月頃にA市において国民年金の加入手続きを行い、その際、遡って2年分の国民年金保険料をまとめて納付した後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。その後、平成元年5月にB市に転居し、平成6年10月にA市に戻ったが、その間も継続して国民年金保険料を納付していた。しかし、国の記録では、請求期間は国民年金保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金被保険者資格取得届を提出していない者に対し、職権により年金手帳の送付による適用を行った場合においては、平成8年1月から国民年金被保険者原簿に「手帳送付者」の表示をする取扱いになっているところ、請求者に係るオンライン記録によると、「手帳送付者」と表示されていることから、請求者に係る国民年金被保険者資格の取得手続は平成8年1月以降に職権により行われたことが確認できる。

また、請求者は、2冊の年金手帳を所持しているところ、そのうちオレンジ色の年金手帳については、記載されている住所等から、上記の国民年金被保険者資格の職権による取得手続が行われた際に請求者に対して送付されたものであり、初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和56年\*月\*日と記載されていることから、当該取得手続により請求者が20歳に到達した日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、国民年金の任意加入被保険者の資格取得年月日は国民年金の加入の申出を行った日となるところ、A市において請求者の基礎年金番号の前の番号のうち任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得した者の資格取得年月日は平成8年12月9日となっていることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者の平成8年4月から平成9年1月までの国民年金保険料の収納年月日は平成8年12月20日となっており、同日より前に請求者の国民年金保険料が収納された記録は確認できないことから、請求者に係る国民年金被保険者資格の取得手続は、A市において職権により平成8年12月9日から同月20日までの間に行われたことが推認できる。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者資格の取得手続が行われた時点において、請求期間のうち昭和60年7月から平成6年10月までの期間については、国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市及びB市は、いずれも請求者に係る国民年金の被保険者記録及び国民年金保険料の納付記録が確認できる資料は保管していない旨回答している。

さらに、請求者及び請求者の妻は、B市に居住していた平成元年5月から平成6年10月までの期間は、C銀行D支店の請求者の口座から夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替により納付していた旨主張しているところ、同行D支店は平成16年11月以前の預金取引に係るデータは残っていない旨回答している。また、請求者の妻は、A市に戻った平成6年10月以降は、E銀行F支店の請求者の口座から夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替により納付していた旨陳述しているところ、同行本店は、10年を超えた期間の預金取引に係るデータは残っていない旨回答していることから、請求期間のうち平成元年5月から平成6年12月までの国民年金保険料を口座振替により納付していたことを確認することができない。

加えて、請求期間において国民年金に加入した場合は国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるところ、請求者は、昭和63年3月頃にA市において国民年金の加入手続を行ったと主張していることから、G年金事務所が保管する国民年金新規払出整理簿により確認できる昭和62年度及び昭和63年度に同市において払い出された国民年金手帳記号番号について、オンラインシステムにより当該手帳記号番号が払い出された者の氏名を確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより請求者の旧姓を含めた氏名で検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

なお、請求者は、国民年金の加入手続を行った際、遡って2年分の国民年金保険料を納付した、また、国民年金保険料をまとめて納付したのは国民年金の加入手続

を行った際の1回のみである旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の平成8年4月から平成9年1月まで(10か月分)の国民年金保険料の収納年月日は平成8年12月20日、平成7年1月から平成8年3月まで(15か月分)の国民年金保険料の収納年月日は平成9年2月17日となっており、請求者は前述の国民年金被保険者資格の職権による取得手続の直後に25か月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。